

# 赤ちゃんが生まれたら ~役場でする手続き~

## 戸籍の届出（出生届）

戸籍住民係①窓口  
☎74-0846

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、戸籍の窓口に出生届を提出してください。

- 届出人 父または母
- 必要な書類 出生証明書 母子健康手帳
- その他 届出地は、所在地・本籍地・出生地です。
- 注意事項 名前に使う文字には一定の制限があります。  
詳しくは窓口にお尋ねください。

届出人は、原則として「父」又は「母」となります。  
赤ちゃんが外国人でも、日本国内で生まれた場合届出が必要です。

## 国民健康保険

保険年金係②窓口  
☎74-0845

### 国民健康保険に加入の方

※町内に住所のある方（外国人の方は居住期間が3ヶ月以上）で、職場の健康保険に加入している方と、生活保護を受けている方以外の全ての方が加入します。

（国保以外の方は、会社を通して手続きしてください。）

親が国保に加入している場合は、届出が必要です。

●世帯主のマイナンバーカード又は通知カード・窓口に来られた方の身分証明書をご用意ください。

## 乳幼児等医療費助成制度

子育て給付係④窓口 ☎74-0894

子どもが通院・歯科・調剤にかかった場合は6歳に達する年度末まで、入院した場合は12歳に達する年度末まで、医療費の助成をしています。（小学生の入院の場合は、別途手続き必須） ※所得制限あり

助成を受けるためには、受給者証が必要です。印鑑・お子さんの健康保険証をご用意のうえ、申請手続きをしてください。

受給者証の左上にある『乳初』と『乳課』によって自己負担額が違います。



乳初	3歳未満の子ども 3歳以上の非課税世帯の子ども	入院・入院外とも初診時一部負担金のみ自己負担 医科580円 歯科510円
乳課	3歳以上の課税世帯の子ども	医療費の1割が自己負担 限度額 入院外 18,000円/月（年間上限14万4千円まで） 入院 57,600円/月（多数回該当の場合44,400円）

### ●道内で受診した場合

【提示】健康保険証・受給者証

【自己負担】区分による自己負担金と保険適用外分

### ●道外で受診した場合

【提示】健康保険証

【自己負担】一度、医療機関に支払いが必要。

領収書を受け取り、受診日の翌月以降に払い戻しの手続き。

●自己負担限度額を超えた場合、健康保険証・受給者証・印鑑・領収書・明細書が払い戻しに必要。

## 児童手当

子育て給付係④窓口

0歳から高校修了年代（18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。

【支給月額】	0歳～3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
	3歳～高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
	0歳～高校生年代（第3子以降）	30,000円

※児童の出生順位は、22歳年度末の子（親等の経済的負担がある場合に限る）までを対象に数えます。

※支払日は原則として偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の各7日に前2か月分を指定の口座に振り込みます。（休日等はその前日）

### ●子育て支援課にて申請手続きが必要です。

※受給資格が発生してから15日以内に手続きが必要です。

手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### ●必要なもの 印鑑・受給者（父親等）の金融機関口座番号・健康保険証・個人番号カードまたは個人番号通知カード

※通知カードの場合は、本人確認ができるものをご用意ください。

※加入健康保険の被保険者が公務員の場合は、事業所からの支給となります。所属する事業所で手続きしてください。

※認定請求書の内容に変更があったときは、変更の届出が必要です。

※受給者（父親等）が町外へ転出したときは、転出先での申請が必要です。

助産師へ授乳や育児に関する悩みを相談したり、疲れた身体を休めることができる事業を行っています。

**対象****産後1年未満のお母さんと赤ちゃん**

妊娠期間中から事前に申請（仮登録）できます。

**内容****育児相談・母乳育児相談・リラクゼーション等**

- ・町立中標津病院 宿泊型、日帰り型、日帰り型（母乳育児相談）
- ・ママケアハウス イコロ助産院 宿泊型、日帰り型、日帰り型（母乳育児相談）
- ・母乳育児相談室るここ小川助産所 （母乳育児相談のみ）日帰り・訪問型
- ・まきばの助産院 訪問型

**申請**

- ①利用施設へ直接予約
- ②保健センターへ連絡（予約した施設・日時）
- ③町から利用者決定通知書・利用券を受け取る
- ④利用決定通知書と利用券を持参し、産後ケアを利用

**利用****【上限】**

宿泊型6日以内、日帰り型3回、日帰り型（母乳育児相談）・訪問型3回



## 保健センターが行う事業

### 新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師がご家庭に訪問して、赤ちゃんの体重を測ったり、育児相談やお母さんの健康相談を行っています。手続きは必要ありません。保健センターから電話でご連絡させていただきます。里帰り出産などで依頼があった場合にも随時対応しています。



### 乳幼児健診・相談

毎月、健康診査や育児相談を行っています。対象の月になりましたら、個別にご案内します。

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| ●離乳食教室      | 離乳食の進め方や調理方法等について                     |
| ●3~4か月児健診   | 小児科医による診察・計測・育児相談・栄養相談                |
| ●7~8か月児相談   | 計測・育児相談・栄養相談・歯科相談                     |
| ●1歳児相談      | 聴力検査・計測・育児相談・栄養相談・歯科相談及びフッ化物塗布        |
| ●1歳3か月児歯科相談 | むし歯予防やフッ素について・歯磨き指導・フッ素化物塗布           |
| ●1歳6か月児健診   | 小児科医による診察・計測・育児相談・栄養相談・歯科医師による健診      |
| ●2歳児相談      | 計測・育児相談・栄養相談・歯科相談及びフッ化物塗布             |
| ●2歳6か月児歯科健診 | 歯科医師による健診                             |
| ●3歳児健診      | 小児科医による診察や尿検査・計測・育児相談・栄養相談・歯科医師による健診  |
| ●歯科相談       | 歯科相談・フッ素物塗布 ※1歳6か月、2歳6か月、3歳児健診後等、希望の方 |

### 健康相談

お子さんやご家族の健康・食事・歯・予防接種の受け方等の相談を受けています。

保健センターへ電話・来所・メールでご相談ください。 メール：[h-boshi@nakashibetsu.jp](mailto:h-boshi@nakashibetsu.jp)

## 児童センターみらいで行う訪問や相談

### こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に対し、訪問員が家庭訪問をして赤ちゃんの様子を伺います。

赤ちゃんの計測、お母さんの体調や育児のお話を聞かせていただきます。

心配なことや不安なことがあれば、相談してください。新生児訪問後に、電話でご連絡させていただきます。

〇みらいでの、子育て個別相談も行っています。